

	ガイドライン記載事項	チェック	  具体的な配慮内容等
	(1) 規模・配置	1117	共体的体制機的分子
	\(\frac{1}{2}\)		
1	〔方針〕まちなみや自然景観に調和した規模・配置とする		①表示面積を10㎡として圧迫感を抑えた。
	①まちなみや自然景観に調和した規模とする ② 『 『 『 『 『 『 『 』 『 』 』 『 』 『 』 』 『 』 』 『 』		②壁面の低層部への設置とした。 ③掲載する情報を精査した。
共	②配置・配列を整理する		<b>④</b>
通	③同じ情報の反復を避ける		
の	④まちなみに適した文字の大きさにする		
	(2) 形態・意匠		
配	(方針)まちなみに調和した形態・意匠とし、必要最低限の情報とする		①周囲の広告物と形態を統一した。
慮	①まちなみに調和した形態・意匠とする		②建物の改築を伴わずに既に設置されている広告物を改修するため、建物と一体的に計画することはできない。
事	②建物と一体的に計画する		③表示内容の写真を削除した。
項	③情報を整理する(人物写真の使用を控える等)		
	(3) 色彩		板面の色彩のマンセル値( <u>5YR6/5、3PB4/3、7G7/6</u> )
*	〔方針〕まちなみや自然景観に調和した色彩とする。また、色彩の特性を活かし		
	見やすさやわかりやすさに配慮する		
す			①③周辺のまちなみに調和するため、色数を抑えるとともに、
Λ,,	①まちなみに調和した色彩とする		マンセル値を〇〇とした。
て	②自然景観に調和した色彩とする		②周りに自然景観がないため、自然景観に調和した色彩はない。
の	③高彩度色(JIS規格マンセル値の最高彩度の2/3を超えるもの)や		<ul><li>④落ち着いた色彩で見やすくした。</li></ul>
項	色数を抑える (例:RはJIS規格で最高彩度14のため9.3以下とする)		
目	④見やすくてわかりやすい色彩とする		
	(4) 照明		
(こ	「(方針)過剰な照明は控え、周辺環境に調和したものを用いる		
つ	①過剰な照明を抑える		①②照明は、使用していない。
い	②地域特性に応じて演出する		
7	(5) 適切な維持管理	+	
記			  ①点検計画を策定した。
入	〔方針〕屋外広告物の適切な点検や維持管理を行い、安全を確保する		<ul><li>○無機計画を果足した。</li><li>②維持管理体制は改修前から整備済み。</li></ul>
/\	①年に1回程度点検する。(計画を立てるなど)		③敷地内の広告物で道路からも離れており、通行に影響のない
	②適切に維持管理する(体制を整備するなど)		場所の広告物である。
	③通行の安全を確保する		
	ガイドライン記載事項	チェック	具体的な配慮内容等
_	(1) 屋上広告物		
2	〔方針〕原則として屋上広告物の掲出を控える		
	①掲出を控える		
種	②建物と一体的に計画する		
類	③まちなみや背景となる自然景観の眺望に調和した意匠とする		
別	(2) 壁面広告物 (工作物利用広告物を含み、建物は工作物と読み替える)		
の	「方針〕建物やまちなみに調和した意匠・配置・色彩とする		
-	①建物と一体的に計画する		①既にある建物壁面のため、一体的に計画はできていない。 ②一つの広告物を小さくしたため、集約するものがない。
配			③低層部とまでは言えないが、できるだけ少し下にずらした。
慮	②集約する		④色彩については周辺のまちなみとなじむ色相や明度、彩度を 用いた。
事	③建物の低層部に提出する		
項	④まちなみのイメージを損なわない形態・意匠・色彩とする	V	
	(3) 突出広告物		
	〔方針〕通りの見通しやまちなみの連続性に配慮する		
<b>.</b>	①突出幅を必要最小限にする		
<b>※</b>	②掲出する位置、配置を整える		
該	③整理、集約化する		
当	(4) (4) (4) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7		
す	(4) 地上広告物	╁╨	□ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
る			②ロゴと店名のみのシンプルなものとした。
種	「方針〕通りの見通しやまちなみの連続性に配慮した規模・掲出位置とする の見るしめ連続性に配慮した規模・掲出位置とする		③コーポレートカラーで通常用いている彩度より低
類	①見通しや連続性に配慮した規模・掲出位置とする		彩度の色彩を使用した。
	②整理・集約化する		④支柱の足元に植栽を配置した。
の	③まちなみや背景に調和した形態・意匠・色彩とする		
項	④表示面以外に配慮する		
目	(5)映像装置付き広告物(デジタルサイネージ)等		
の	[方針]周辺環境への影響が最小限となるように掲出する場所や表現方法		
み	を工夫する		
記	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		
	②建物の高層部への掲出を控える		
入	3明るさや動きを控える		
	③明るさや動きを控える   ④音響の使用は最小限とする		

景観形成地区の区分(地区名を記入)	沿道景観形成地区				
設置を予定する広告物の種類(該当にチェック)	□ 屋上広告物	☑壁面広告物	□突出広告物	☑地上広告物	□工作物利用広告物
ガイドライン記載事項		チェック	具体的な配慮内	 容等	

	ガイドライン記載事項	チェック	具体的な配慮内容等
3	(1) にぎわい景観形成地区		
	〔方針〕活気ある通りの賑わいのなかにも、心地よさとまちの品格を感じさせる		
地	まちなみにする		
域	①通りの活気を創出する		
別	②店先の屋外広告物に植栽を添える		
の	③店内と一体的に演出する		
配	(2) 元茨木川緑地景観形成地区		
慮	〔方針〕風格のある自然の緑の存在感を妨げないような落ち着いた色彩や規模		
事	とする		
項	①緑に馴染む色彩にする		
	②樹木の高さを超えないようにする		
	③温かみのある夜間照明にする		
該	(3) 彩都景観形成地区		
当	「方針」沿道から見た山並みやまちなみへの眺めに配慮する		
ゴ   す	①個性的なまちなみのイメージを損なわない規模にする		
<sup>9</sup>   る	②高層部に掲出しない		
	③自然景観と住宅景観に馴染む色彩にする 		
地	(4) 歴史的景観形成地区		
区	〔方針〕落ち着いた色彩を基調とし、歴史の趣が感じられるまちなみを損なわない 		
の	最小限の掲出とする		
項	①歴史的なまちなみを損なわない		
目	②屋外広告物の規模を小さくする		
の	③温かみのある夜間照明にする	$\vdash$	□②彩度を抑え、街路樹に馴染む色彩となるように配慮した。
み	(5) 沿道景観形成地区		また、見通しを妨げないように、壁面広告物の表示面積を縮小
記	「方針〕シンボルロードとしてふさわしい秩序ある沿道空間を創出する		し、地上広告物の高さを最小限のものとした。
入	①街路樹に馴染む規模・配置・色彩とする		
	②通りの見通しを妨げない		

## <記入要領>

- ①茨木市屋外広告物ガイドラインを確認の上、右上の情報や該当する各項目にチェック及び具体的な配慮内容等をご記入ください。
- ②「1 共通」はすべての項目について、「2 種類別」・「3 地域別」は該当する項目について、ご記入ください。
- ③複数の広告物について事前協議しようとする場合は、一部の広告物が項目を満たさない場合はその項目にチェックせず、具体的な配慮内容等をご記入ください。
- ④チェックを入れることができない項目については、その理由及び代替的対応等を「具体的な配慮内容等」の欄にご記入ください。
- ⑤右下の「協議事項に対する回答」欄は、事前協議書提出後に市から協議事項がある場合に、回答をご記入ください。(記入後許可申請時に提出)

## <茨木市屋外広告物ガイドライン>

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/material/files/group/42/guideline.pdf



協議事項(1回目の提出時は記載不要・市から協議事項があったときにその内容を転記)	協議事項に対する回答(協議事項がある場合に記入)

※ 映像装置付き広告物等については、(5)の欄に加えて種類別に応じた(1)~(4)いずれかへの記入もお願いします。

※ 協議事項がある場合は、許可申請時に検討結果及び具体的な 手法について、回答欄に記入してください。